

# Weekly Report

第325号  
平成27年8月24日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp  
http://www.szk-accounting.jp/

## 従業員からマイナンバーを取得する場合Q&A

マイナンバー(個人番号)は、今年10月から「通知カード」で通知され、28年1月から利用が始まりますが、税や社会保障の手続きのために事業者は従業員等のマイナンバーを取得する必要があります。

### ◆Q&A

**Q. 28年1月以前に、従業員からマイナンバーを収集することはできる?**

A. マイナンバーの通知を受けている本人から、あらかじめ収集することは可能です。

**Q. 従業員からマイナンバーを取得する際、手続きは必要?**

A. 取得する際は、本人に利用目的を明示するとともに、本人確認を行う必要があります。

**Q. どのように本人確認を行えばよい?**

A. 番号確認と身元確認が必要となり、原則として、①個人番号カード②通知カード+運転免許証など③個人番号の記載された住民票の写しなど+運転免許証など、のいずれかの方法で確認します。なお、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかな場合は、身元確認を不要とする

ことも認められます。

**Q. 扶養控除等の申告書に記載される扶養親族のマイナンバーは?**

A. 扶養控除等申告書を提出する従業員等が扶養親族のマイナンバーを取得し、記載します。

**Q. 内定者にマイナンバーの提供を求めることは?**

A. 内定者が確実に雇用されることが予想される場合(正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合等)には、その時点で提供を求めることができます。

## 制度改定により免税店舗数が約3倍に

昨年の訪日外国人旅行者数は1341万人となり、消費額も2兆278億円と拡大しています。

国交省が公表した観光白書によると、昨年10月から外国人旅行者向け消費税免税制度が改正され、消耗品(食品類、飲料類、薬品類、化粧品類など)も免税販売の対象になったことから

免税店の店舗数が急増し、今年4月1日時点で18779店(対前年比225.1%増)となりました。

なお、27年度改正により今年4月からは、商店街やショッピングモール等に設置された「免税手続きカウンター」に、各免税店が免税手続きを委託した場合は、各店舗の免税手続きをまとめて行うことができる制度が開始されています。

## 創業10年未満に対する官公需の受注促進

創業10年未満の中小企業に対する官公需の受注機会の増大を図るために、中小機構は「ここから調達サイト」(<https://u10sme.smrj.go.jp/>)を公開し、登録の受付を開始しました。

本サイトの登録対象となる創業・設立10年未満の中小企業者(いわゆる「みなし大企業」は除く)が、官公需向けに提供可能な商品・サービスの情報等を登録することで、その情報を各府省や地方公共団体等の調達担当が見積取得や入札参加呼びかけなどに活用します。